

第6章 工事

1 一般事項

- (1) 有資格者の配置
施工現場には、必ず給水装置工事主任技術者を配置すること。
- (2) 布設位置・試掘等
道路部分の埋設は、試掘等により地下埋設物を確認して工事を実施すること。
- (3) 地下埋設物管理者との協議に基づく保安処置
地下埋設物の保安については、その管理者との協議に基づき、適切な保安処置を講じること。
- (4) 火気使用の禁止
ガス管付近で工事を行う際は、火の使用・火気を伴う機械器具を使用してはならない。
- (5) 保安設備
公衆災害防止のため関係法令及び許可条件に基づき、保安設備を設置すること。
- (6) 管名称等の表示
道路に埋設する $\phi 50\text{ mm}$ 以上の管については、「道路埋設管における管名称等の表示要領」に基づいて、管名称等及び管埋設位置を表示すること。
- (7) 管内の清掃と水圧テスト
布設前には、必ず管内を清掃すること。また、配管完了後メータを取り付ける前に、必ず管内を洗浄し、テストポンプで通水試験（一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けその他 の異常がないことを確認すること。）を行うこと。
- (8) 法令等の遵守と官公署等への諸手続
道路工事については、関係法令を遵守し、関係機関への諸手続きを行った後着工すること。
なお、完了後も届け出ること。
- (9) 道路掘削工事心得
 - ア. 道路管理者及び警察署等の許可条件を十分把握し、厳守すること。
 - イ. 道路標識・工事標識板・防護柵・注意灯及び照明灯等、必要な保安施設を設置した後、工事に着手すること。
 - ウ. 事故発生等の緊急時の備え、体制を整えておくこと。
 - エ. 埋戻し・締固めは、所定まき出し厚を守り、転圧を入念確実に行うこと。また、仮復旧はその日のうちにを行い早期交通開放に努めること。
- (10) 給水工事表示板を設置すること。

2 土工事

(1) 挖削工

ア. 挖削は、所定の形状、接合作業の完全を期するよう入念に行い底部に転石・凸凹等のないようにして、余掘り・透かし掘りをしないこと。

イ. 地下埋設物の位置、深さ、種類、規模等をあらかじめ調査しておくこと。

(2) 土留工

土質、掘削深さ、場所等に応じて適当な土留工を施し、周囲の地盤を緩めないとともに土砂の崩壊を防止すること。

(3) 埋戻し

ア. 埋戻しは、一層当たり 20~30cm 厚以下に敷均し、各層ごとに、十分締め固めること。

イ. 埋戻しに際しては、管その他の構造物に損傷を与えることなく、管の移動を生じたりしないよう十分に注意して行うこと。

(4) 路面復旧工事

ア. 路面復旧工事は、各所管道路管理者の指示条件によるものとする。

イ. 地下埋設物等の鉄蓋類が表層工に隠れたり、表面とガタつきがないように注意し、交通錐及び道路標示線等を傷つけたときは原形に復旧すること。

ウ. 路面本復旧を行うまでの間はパトロールを行い、仮復旧路面の不陸等による事故発生の防止に努めること。

3 配管工事

(1) 管据付工

ア. 管の据付けに先立ち十分管体検査を行い、亀裂その他の欠陥の無いことを確認すること。

イ. 管の布設は、原則として低所から高所に向け配管すること。

ウ. 管の据付けに当たっては、水平器・型板・水糸等を使用し、中心線及び高低を確認し、移動しないよう胴締めを堅固に行い、管表記文字を上向きにして据付けること。

エ. 布設作業に当たっては、管内を十分清掃するとともに管内に土砂・異物・汚水等が流入しないよう管末端を塞ぐこと。

オ. 既設地下埋設物及び構造物と交差、近接する場合は、原則として最低 30cm 離すこと。

(2) 硬質ポリ塩化ビニル管の配管

ア. 取扱い

(ア) 管は地中配管以外の箇所で使用しないこと。

(イ) 管を集積する場合は高さ 1.5m 以下とし、管が曲らぬよう地表面に支持台を水平に作り、その上に梱包のまま積み上げること。なお、集積方法は、井桁積みとし、ごぼう積みしてはならない。また、図 6-1 のように受口部の変形を避けるため、受口部に荷重が加わらないよう集積すること。

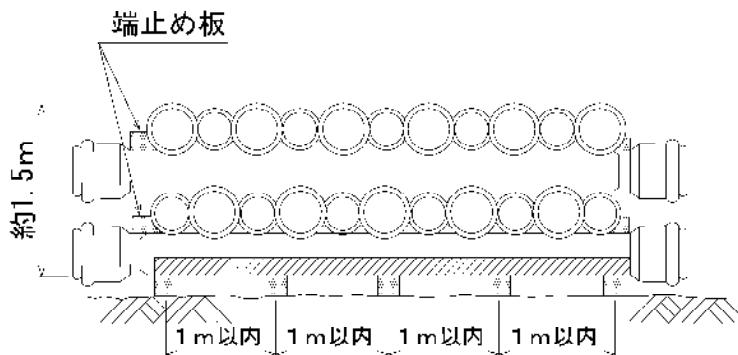


図6-1 管の集積方法

- (ウ) 管の保管場所は、屋内が望ましいが、やむを得ず屋外に集積する場合は、管上部に必ず防水シートをかぶせ直射日光に当てないこと。この場合、熱気がこもらぬよう通気に十分注意すること。
- (エ) 管とその継手は、揮発性薬品類及びクレオソート類に侵食されやすいので注意すること。
- (オ) 管に石その他固形物が直接触れないよう防護措置を施すこと。
- (カ) 管に「ネジ立て」をしないこと
- (キ) 管は熱に弱いので、地中においても、ボイラー・給湯管・風呂炊き口付近等、加熱される恐れのある箇所は遠ざけて配管すること。
- (ク) 接合方法は、接着剤による溶着法（T S接合）と、ゴム輪による止水法（R R接合）の2種類がある。
- (ケ) 管の接合における挿入の深さは、管の口径に応じて次のとおりとする。

表6-1 管の挿入寸法表 (単位 mm)

項目 \ 口径	13	20	25	40	50	75	100	150
挿入寸法T S接合	26	35	40	55	63	64	84	132
挿入寸法R R接合	—	—	—	—	107	120	132	152

- (コ) 接着剤は揮発性かつ引火性の溶剤を多量に含んでおり、この溶剤が揮発してしまうと接着剤として機能しなくなるので、必ず蓋をして冷暗所に保管すること。

※ ビニル管用接着剤 (JWWA S 101)

これは、ビニル管の接合に使用するもので、塩化ビニル樹脂をテトラヒドロフテン、メチルエチルケトンなどの揮発性溶剤で均一に溶解した溶液形接着剤で、低粘度速乾性接着剤と高粘度遅乾性接着剤の2種類がある。これを、管及び継手に塗布すると表面は臍潤状態になり管と継手の塩化ビニル分子は相互に接近し、溶剤の蒸発によって再度凝固し、接着するものである。なお、接着剤に含まれている溶剤は、気化しやすく、容器の蓋を開けたまま放置すればゲル化（コンニャク状に固化）し、接着力が劣り使用不能になる。また、はなはだしく引火しやすいから、その取り扱い保管に注意しなければならない。

(3) ポリレチレン管（以下「P・P」という）の配管

ア. 取扱い

- (ア) 傷つきやすいので投げたり引きずったりしないこと。また、ねじれ等のないよう配管すること。
- (イ) 横積みする場合の高さは1m以下とすること。
- (ウ) 掘削時において油類が含まれた土質の場合は使用しないこと。
- (エ) 埋設深が浅くアスファルト舗装面と接する場合は使用しないこと。
- (オ) 熱及び外傷に弱いので、地中においても、ボイラー・給湯管・煙突等加熱される恐れのある箇所は遠ざけて配管すること。
- (カ) 曲げ配管については、原則としてベンドを使用すること。ただし、下表の最小曲げ半径の限度内であれば使用しなくても良い。

表6-2 最小曲げ半径表 (単位 mm)

管種	口径	13	20	25
1種軟質二層管		450	550	700

- (キ) 分岐及び第1止水栓箇所での曲げ配管は、必ずベンドを使用すること。
- (ク) 分岐から第1止水栓までは、原則として継ぎ目のないP・Pを使用すること。
- (ケ) P・Pは、水道用ポリエチレン管（1種軟質二層管）とし、かつ、日本水道協会型式登録品であること。
- (コ) 管は地中配管以外の箇所で使用しないこと。
- (サ) 給水栓取付けの立上がり部分に管を使用しないこと。
- (シ) 管に「ネジ立て」をしないこと。
- (ス) 管を壁内に配管しないこと。
- (セ) 管に石その他固形物が直接触れないよう防護措置を施すこと。

イ. 接合

接合は冷間工法とし、熱間工法、接着剤、ネジ切り等は絶対行ってはならない。

- (ア) 管端を管軸に直角に切断する。
- (イ) コアを管端に挿し込む。
- (ウ) コアがセットされた管端を、締付けナットを仮締めした継手本体の内壁に当たるまで挿入し、パイプレンチ等で本締めする。

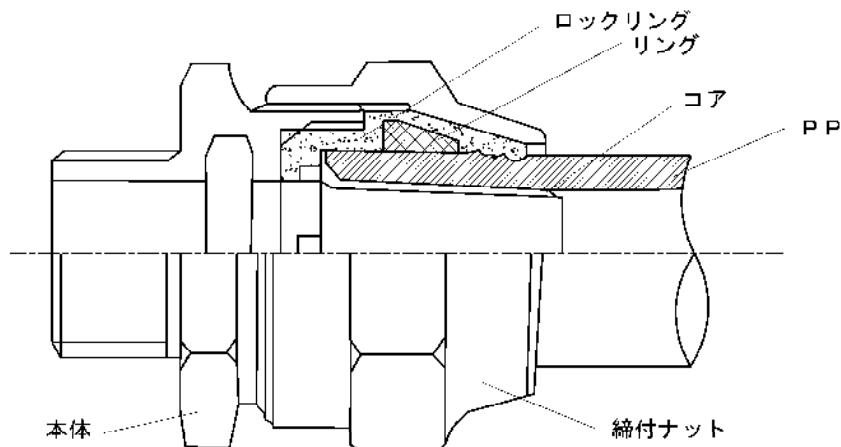
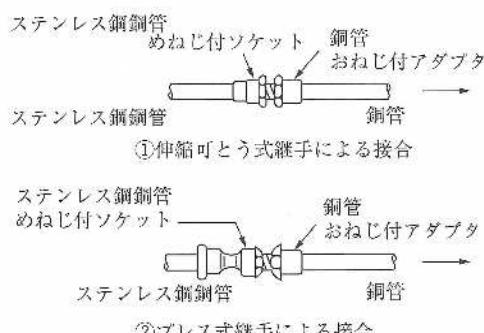
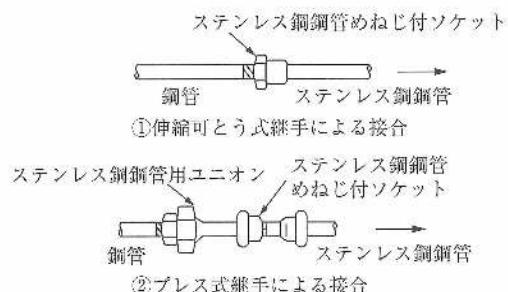


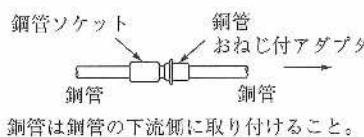
図6-2 管断面図



(a) ステンレス鋼鋼管と銅管



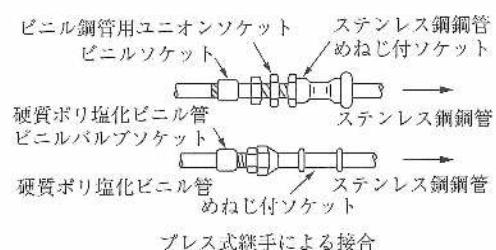
(d) 銅管とステンレス鋼鋼管



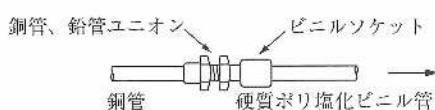
銅管は銅管の下流側に取り付けること。

金属電位差による腐食を防止するため、異種金属接觸部が流体に接しない構造の継手での接合とする。また、この構造で純縫型の継手を使用するのが望ましい。

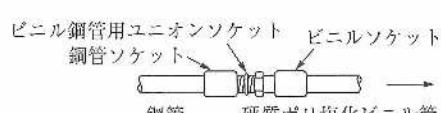
(b) 銅管と銅管



(e) 硬質ポリ塩化ビニル管とステンレス鋼鋼管



(c) 銅管と硬質ポリ塩化ビニル管



(f) 銅管と硬質ポリ塩化ビニル管

図6-3 材質が異なる給水管の接合（1）

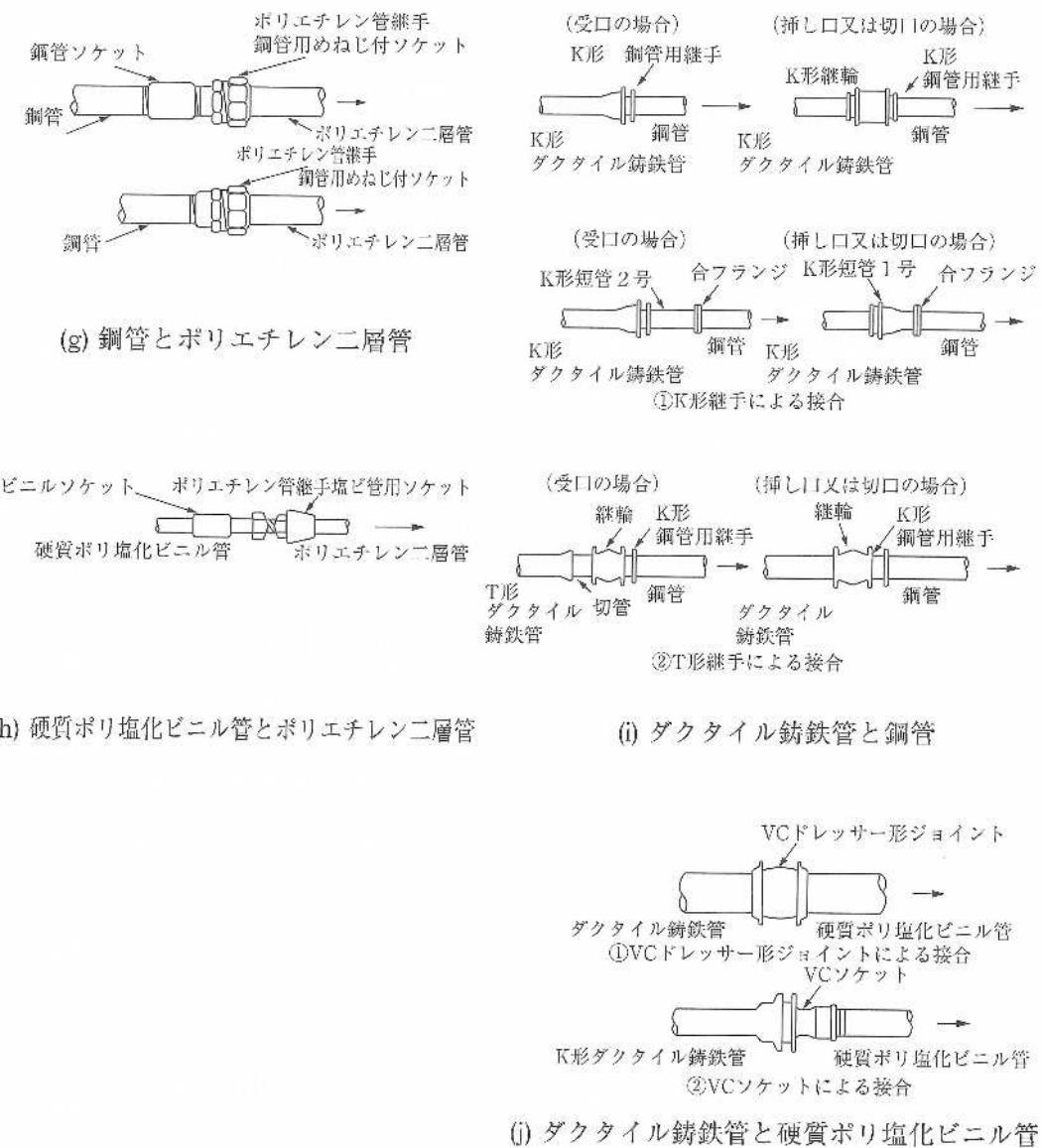


図6-4 材質が異なる給水管の接合（2）

4 分岐工事

- ・宗像地区事務組合制定の設計マニュアルに従い施工に当たること。
- ・工事着工前に水道管理センター職員へ立会いの連絡を取り、道路使用許可証の許可条件を厳守し、施工に当たること。

(1) 分水取り出し工事

- ア. 工事に際しては、必ず水道管理センター職員の立会いのうえ実施すること。
- イ. 工事に際しては、管種・管径に適合する穿孔刃を使用すること。
- ウ. 給水管は、水道管理センターが指定した配水管から分岐すること。また、分岐の方向は配水管路と直角とすること。
- エ. 給水管の口径は、分岐しようとする配水管の口径よりも小さいものとすること。宅地開発等において、事務組合への譲渡を前提とした配水管については別途水道管理センターと協議すること。
- オ. 給水管の取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- カ. 配水管の異形管から分岐してはならない。
- キ. 道路交差点（仕切弁まで）での分岐は行わない。
- ク. 量水器までの給水管口径は、20mm以上とすること。
- ケ. 同一敷地内への分岐は、一ヵ所とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。
- コ. 分岐を増径する場合、施主都合で分岐箇所を変更する場合、旧分岐は必ず“玉おろし工事”を行い、ポリエチレンフィルム保護を行うこと。



図6-5 玉おろし写真図

- サ. 配水本管口径150mm以上からのサドル分水栓の分岐は、工務課と事前に協議すること。
- シ. サドル分水の場合、テストポンプで通水試験（試験水圧は1.0MPaで1分間以上かけた状態で漏水しないこと）を行うこと。

(2) 丁字管切り込み工事

- ア. 工事に際しては、必ず水道管理センター職員の立会いのうえ実施すること。
- イ. 断水を伴うため、事前に工務課と十分協議すること。

(3) 割丁字管設置工事

- ア. 配水管150mm以上の割丁字管は工務課と協議を行うこと。
- イ. 工事に際しては、必ず水道管理センター職員の立会いのうえ実施すること。
- ウ. 工事に際しては、管種・管径に適合する穿孔刃を使用すること。

5 既設管撤去工事

給水管の撤去工事は、分岐箇所をキャップで完全にふさぎ、離脱・漏水等の事故発生の原因にならないようにしなければならない。

- (1) サドル分水栓については、コックを閉止し、キャップでふさぎポリエチレンフィルム保護を行うこと。
- (2) 宅地内の支管分岐の場合も分岐箇所から切断し、キャップ等でふさぐこと。
- (3) 鉄蓋・縁石類は撤去すること。
- (4) フランジ付丁字管については、フランジ面にフランジ蓋をすること。
- (5) 撤去工事現場の施工状態が確認できる写真を提出すること。

6 路面の復旧

路面の復旧は、掘削前の原形に戻すことを原則とする。埋戻しや舗装厚、転圧などが足りないと、後日路面に支障をきたすことになり、ひいては交通事故や給配水管の事故等につながる結果となる。従って路面の復旧には細心の注意をはらって施工すること。

なお、当日掘削分については当日中に埋戻しから仮復旧まで各工事店で行うが、舗装の本復旧については専門の舗装業者に発注すること。また私道については、公道に準ずるものと考え、公道並みの施工をすることが望ましい。

◎道路の復旧範囲の考え方

① 宗像市道・福津市道

復旧幅は2mになるように復旧する。

例) 掘削幅0.6m 影響幅 片側0.7m 計2m

掘削延長が道路幅の中央を超える場合、全面復旧する。

〔例1〕道路幅4.4m、掘削延長2.7m、本復旧長4.4m、本復旧幅2.0m

掘削延長が道路幅の中央未満の場合、道路中央まで復旧する。

〔例2〕道路幅5.2m、掘削延長1.1m、本復旧長2.6m、本復旧幅2.0m

② 国道・県道

復旧幅に制限はない。片側0.3mの影響幅をとって復旧する。

例) 掘削幅0.6m 影響幅 片側0.3m 計1.2m

掘削延長に対して0.3mの影響幅を復旧する。

※復旧幅の端から道路端迄の残りが0.9m未満の場合、全面復旧する。

(ケースバイケースのため要確認。)

〔県道 例3〕道路幅4.3m、掘削延長1.2m、本復旧長1.5m、本復旧幅1.2m

〔例1〕 道路幅員が4.4mで、配水管φ150が道路の真にある場合

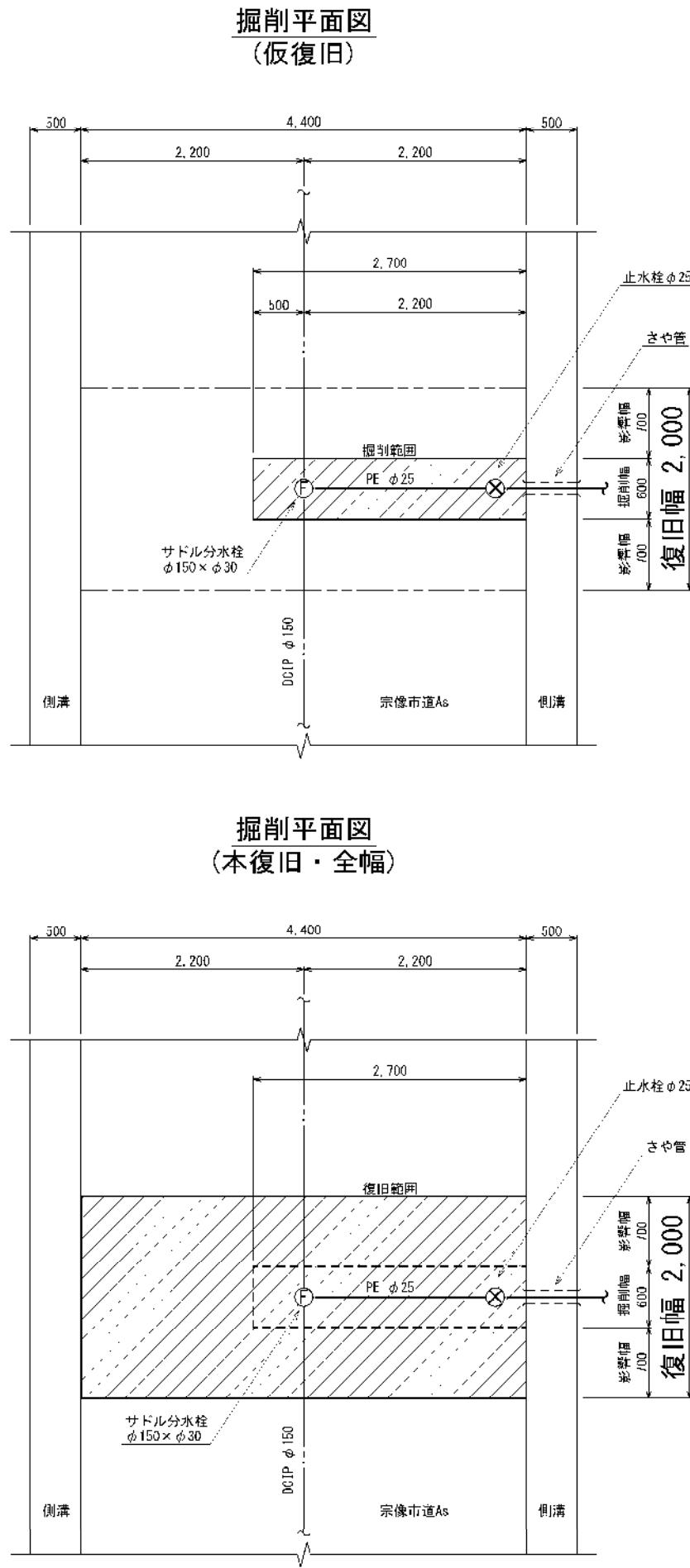
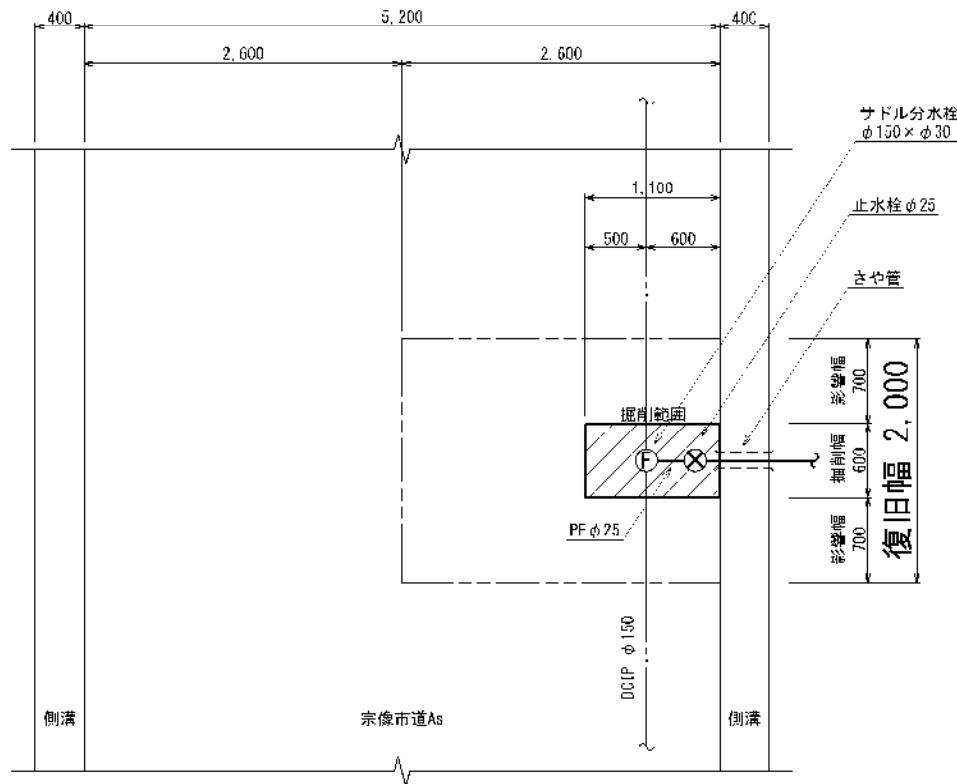


図6-6 掘削平面図 [例1]

〔例2〕 道路幅員が5.2mで、配水管φ150が道路端にある場合

掘削平面図
(仮復旧)



掘削平面図
(本復旧・半幅)

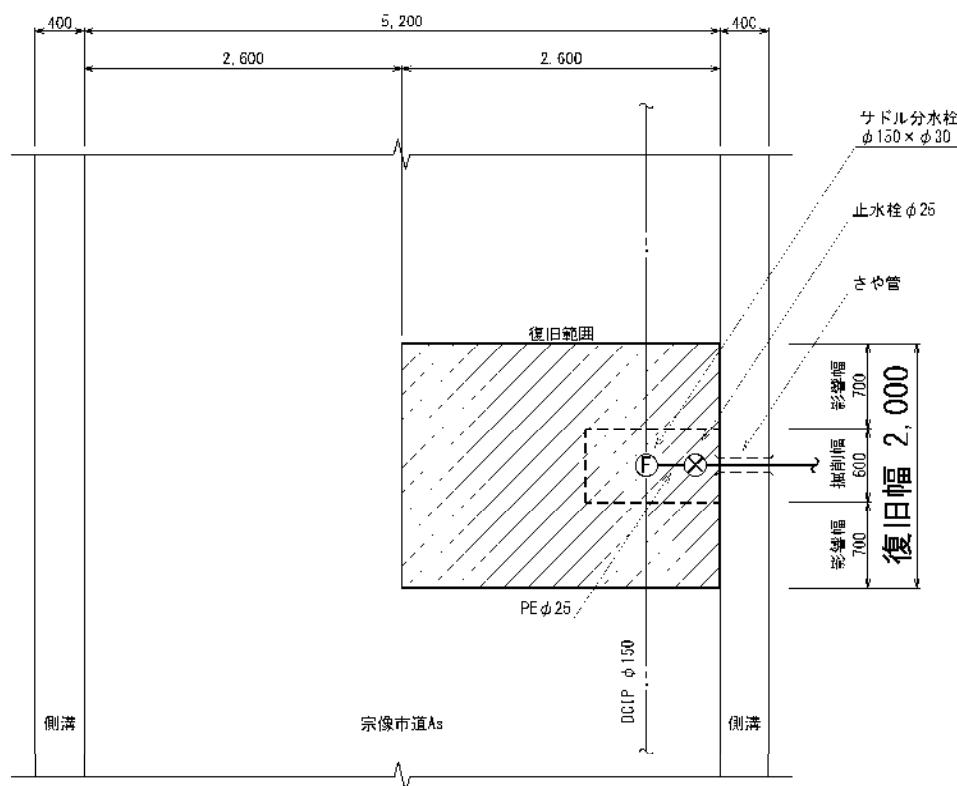
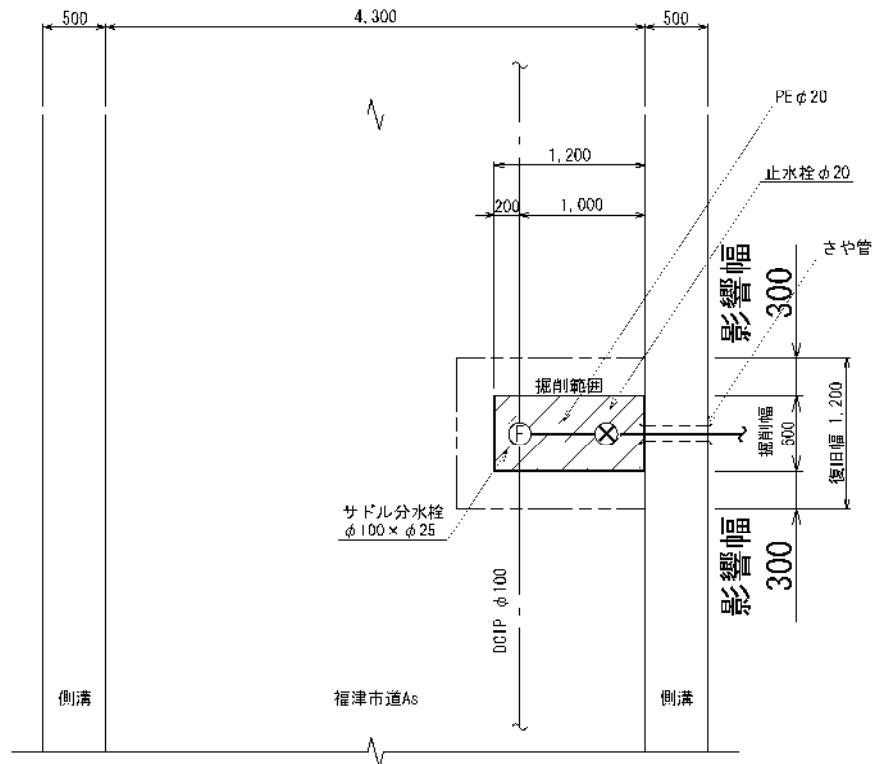


図6-7 掘削平面図 [例2]

〔県道 例3〕 道路幅員が4.3mで、配水管 $\phi 100$ が道路端にある場合

**掘削平面図
(仮復旧)**



**掘削平面図
(本復旧)**

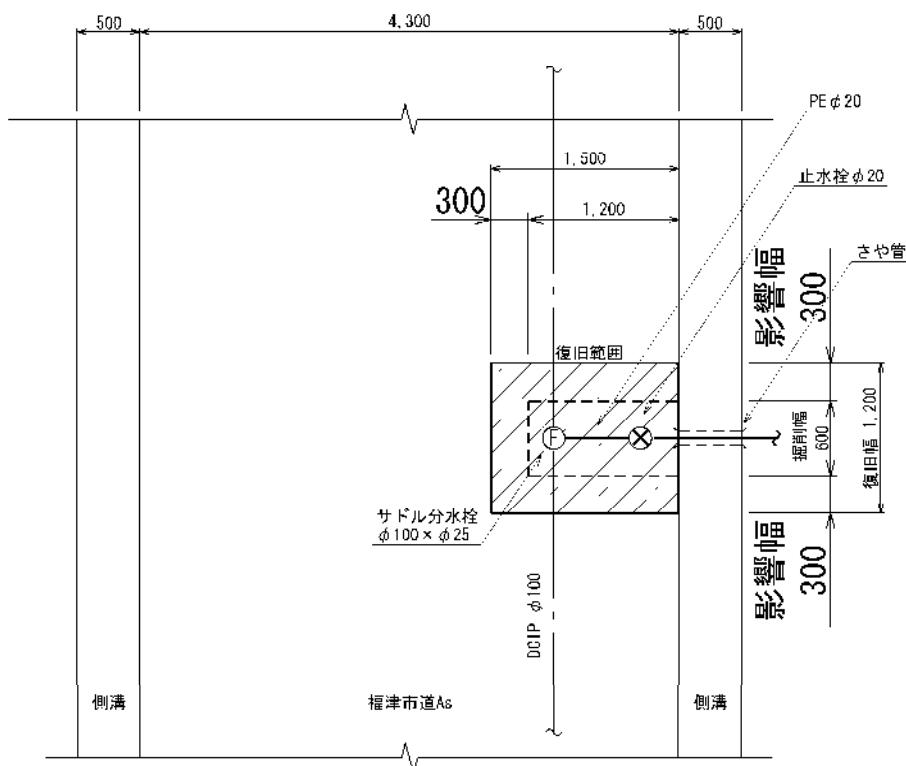


図6-8 掘削平面図 [県道 例3]

復旧断面図主要地方道

占用工事等の舗装復旧については必ず
北九州県土整備事務所宗像支所に確認すること

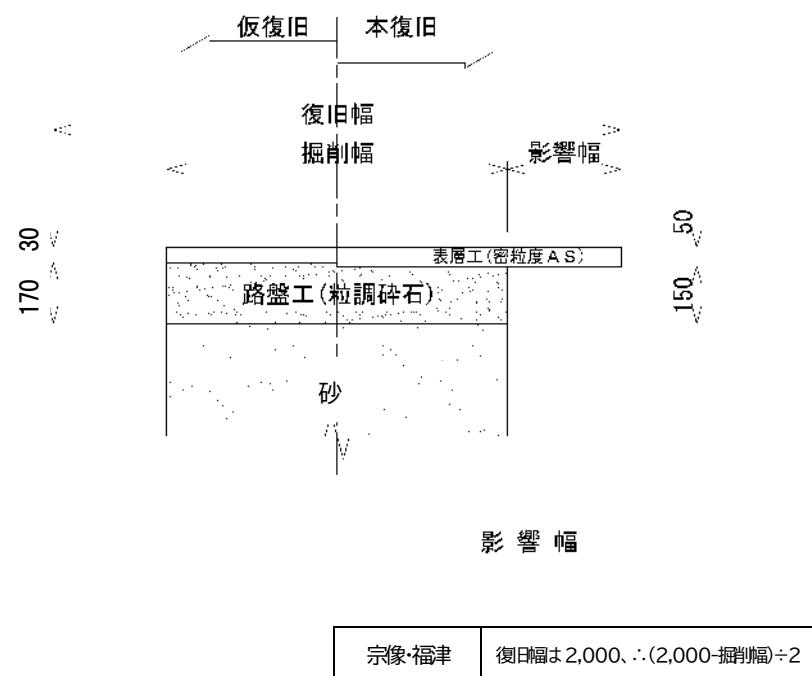
市道車道

図6-9 復旧断面図1

一般県道及び補助国道

占用工事等の舗装復旧については必ず
北九州県土整備事務所宗像支所に確認すること

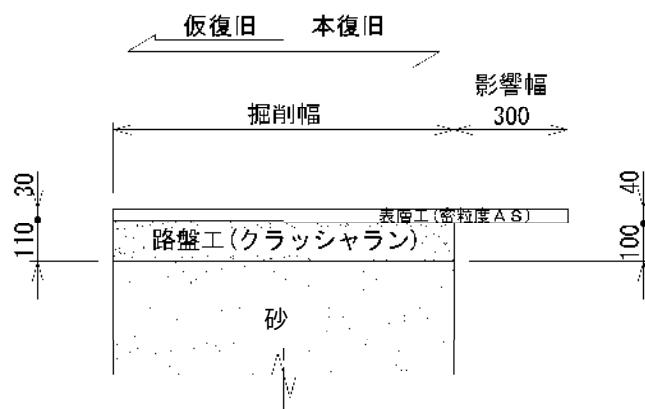
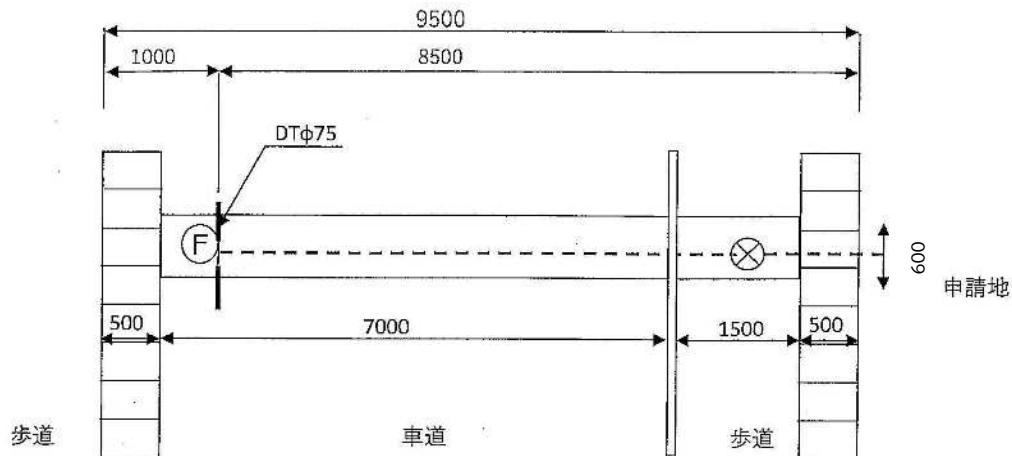
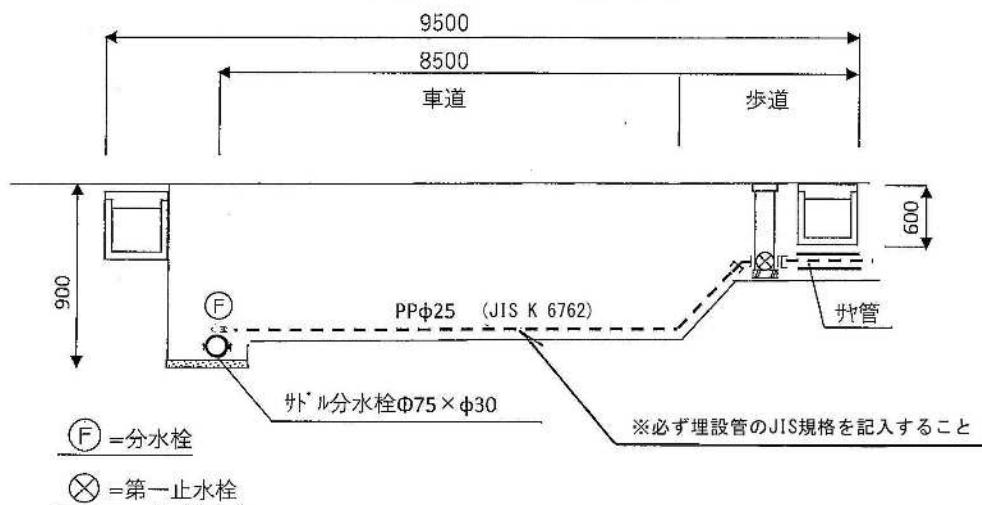
歩道(市道)

図6-10 復旧断面図2

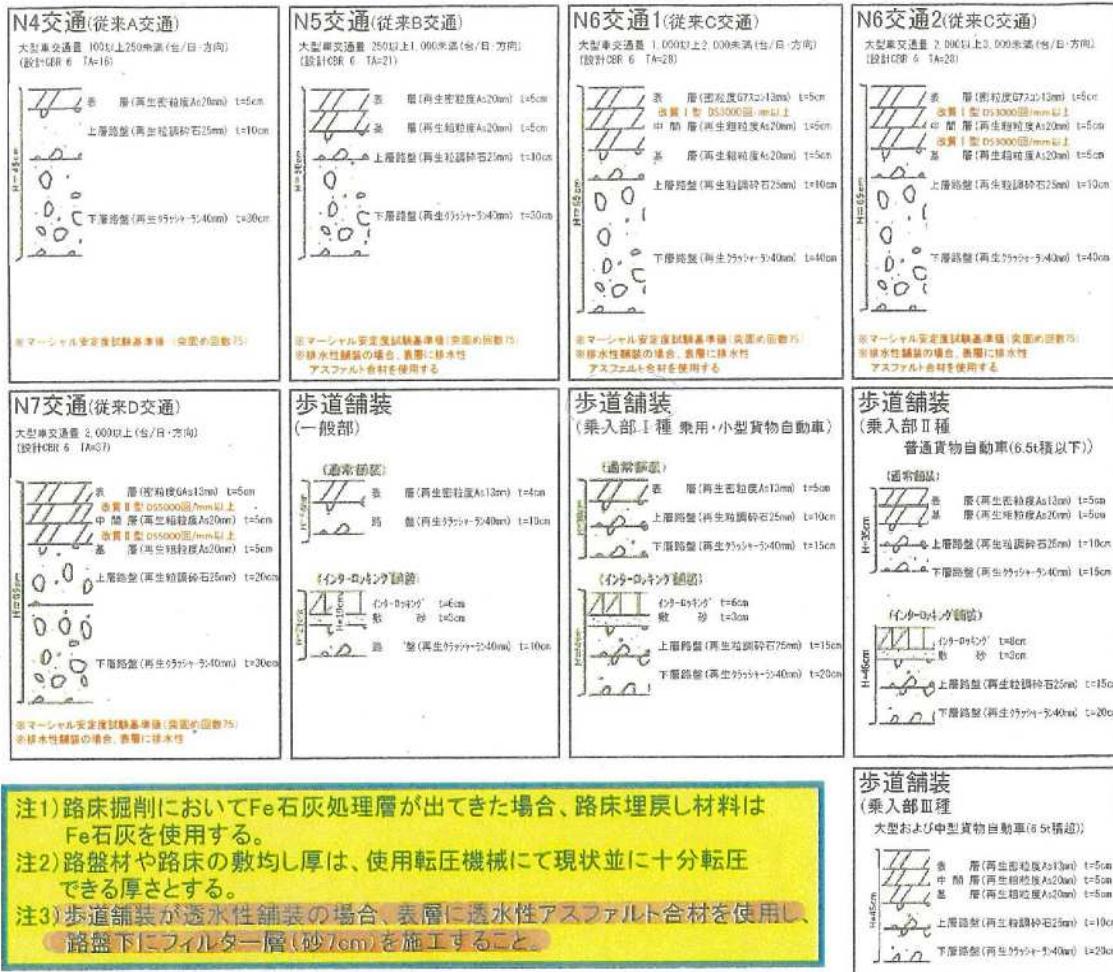
歩道(主要地方道・一般県道・補助国道)

占用工事等の舗装復旧については必ず
北九州県土整備事務所宗像支所に確認すること

給水管取出し平面図給水管取出し断面図

占用数量	サドル分水栓Φ75×Φ30, PPφ25, 第一止水栓Φ25
掘削延長	8.5m
掘削面積	8.5m×0.6m=5.1m ²
本復旧面積	8.5m×1.2m=10.2m ²
掘削方法	機械掘削

占用工事等の舗装復旧基準(北九州県土整備事務所運用:平成30年10月改訂)



(参考) 北九州県土整備事務所管内における交通区分(H27交通センサス)

N4交通 (一般県道) 218 海老津停車場線 219 中間停車場線 224 芦屋港線 291 野間須恵線	N5交通 (補助国道) 495 国道495号 (2車線区間)
N6交通1 (主要地方道) 55 宮田遠賀線 (新道・旧道)	N5交通 (主要地方道) 61 小倉中間線 87 岡垣宮田線 98 中間宮田線
N6交通1 (一般県道) 202 水巻芦屋線 203 中間水巻線 284 高浜東町線 285 浜口遠賀線 286 黒山広渡線	N5交通 (一般県道) 287 岡垣宗像線 288 原海老津線 293 新延中間線 299 岡垣遠賀線 300 岡垣玄海線
N6交通1 (主要地方道) 26 北九州芦屋線 27 直方芦屋線 48 中間引野線 73 直方水巻線	

※占用工事においては、原則 **原形復旧(現況復旧構成)とする**

※不明な場合は、道路占用許可申請書を提出する前に、必ず、北九州県土整備事務所宗像支所担当者に確認すること。

7 保安施設

道路掘削工事による交通の危険、渋滞の防止（沿道住民に与える迷惑の防止）並びに歩行者の安全な通行を確保するため、交通誘導員の配置及び道路法、道路交通法等関係法令に基づき、事務組合における道路占用掘削工事現場（以下「工事現場」という）の標示施設、保安施設の設置及び取扱いを次に掲げる方法により行うこと。

これらの施設は、堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して、塗装、修繕、清掃等の維持を常時行うと共に、十分な管理を行うこと。

（1） 保安施設等の設置

保安施設は、工事箇所や交通方法等を人や車に知らせ、交通の安全と円滑を図るために重要なものである。

次の点を確認して設置し、常時点検、保守管理に努めること。

ア. 標示板類

- （ア） 形状、大きさ、色彩は基準どおりか。
- （イ） 設置の位置、方向、数量は適切か。
- （ウ） 記載内容に誤りはないか。
- （エ） 板照明をついているか。反射式になっているか。
- （オ） 破損、汚れ、変退色したものは補修をしたか。

イ. 保安施設

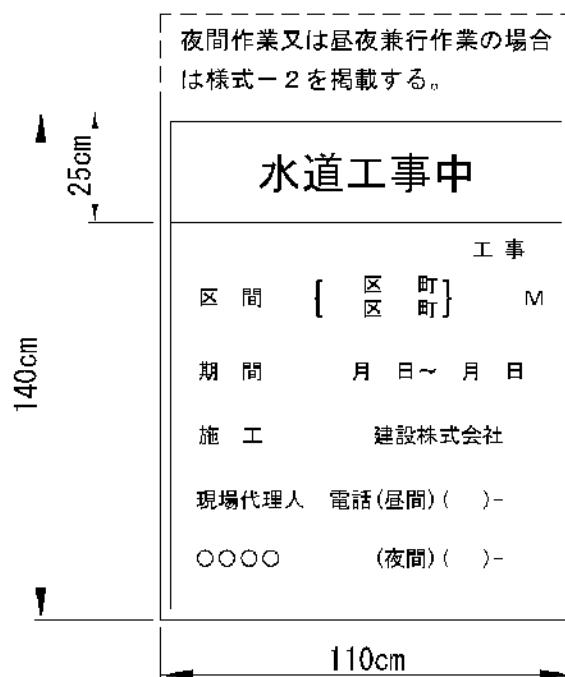
- （ア） 形状、大きさ、色彩は基準どおりか。
- （イ） 機能を発揮しているか。
- （ウ） 照度は基準どおりか。
- （エ） 破損、故障したものは補修したか。

(2) 施設の説明

ア. 工事掲示板

- (ア) 工事区間の起終点に様式-1を設置すること。色彩は、「水道工事中」と「夜間連絡先の電話番号」を赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色とする。
- (イ) 夜間作業又は昼夜兼行作業を行う工事現場においては、様式-1に示す工事掲示板の真上に様式-2に示す標示板A型又はB型をそれぞれ標示すること。

(様式-1)



(様式-2)

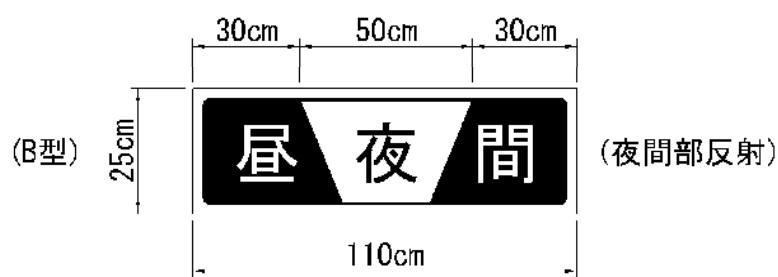
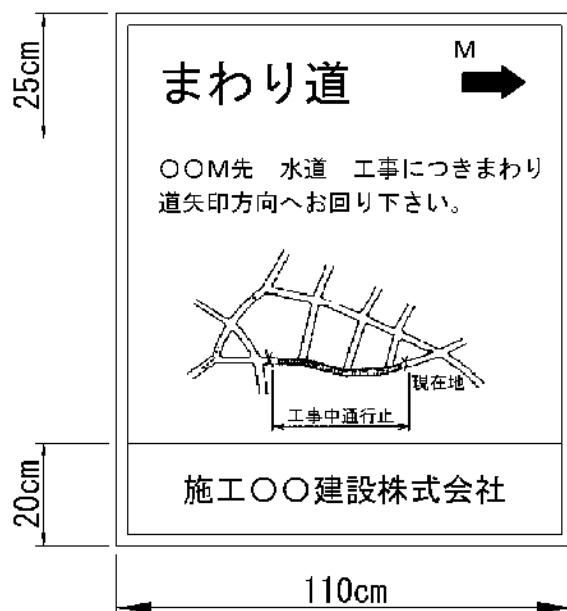


図6-11 工事掲示板

イ.迂回路標示板

- (ア) 工事のため迂回路を設ける場合は、迂回路を必要とする期間中、様式－3を迂回路の入口に設置するものとする。
- (イ) 迂回路の途中の各交差点（迷い込む恐れのない小分岐を除く）について、車両の通行に支障をきたさないよう様式－4を必要箇所に設置すること。

(様式－3)



(注) 車両通行止区間は赤色にて、また矢印方向は緑色にて表示すること。

(様式－4)

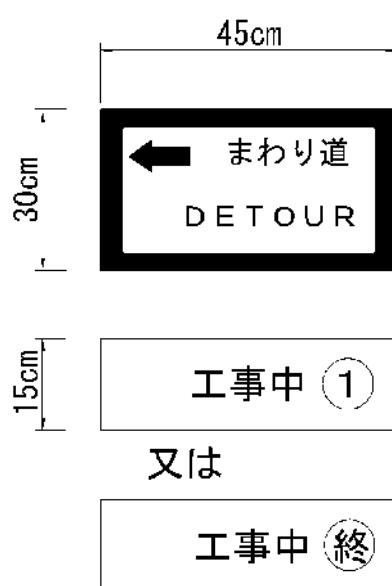


図6-12 迂回路標示板

ウ. 予告板

(ア) 工事現場の所在をあらかじめ通行車両等に周知させるため、様式－5に示す標示板を工事現場（迂回路のある場合は迂回路入口）から、おおむね50m前方に設置する。

(様式－5)



図6-13 予告板

- (注)
 - ・「水道工事中」及び距離を赤色とする。
 - ・迂回路の場合は、現地に応じて距離を変更するものとする。

エ. 電光標示板

(ア) 工事現場（掘削及び占用区間）の起終点に設置する。規格は、下記寸法同等以上とする。

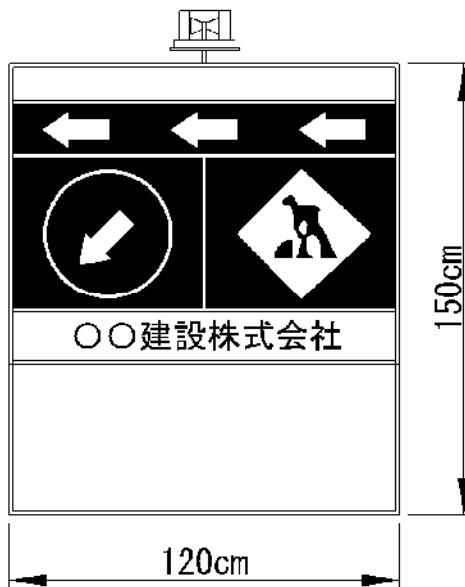


図6-14 電光標示板

オ. お願い板

- (ア) 工事現場付近には、道路利用者及び沿道住民が十分周知できるように、下記寸法同等以上の標示板を設置すること。

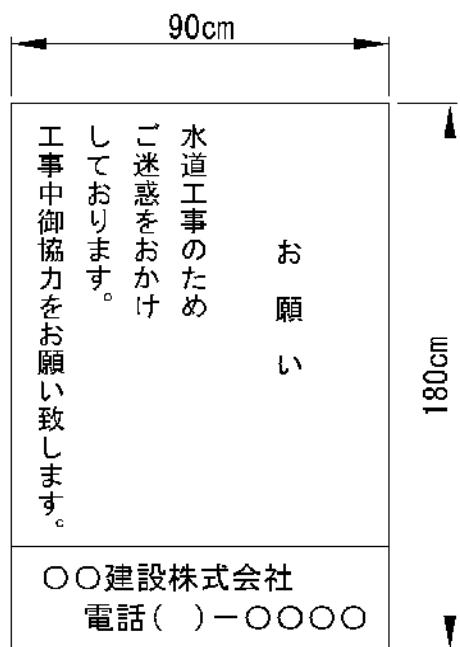


図6-15 お願い板

カ. 方向指示板

- (ア) 工事現場の前面又は側面に、車両誘導のために反射式の方向指示板を設置すること。

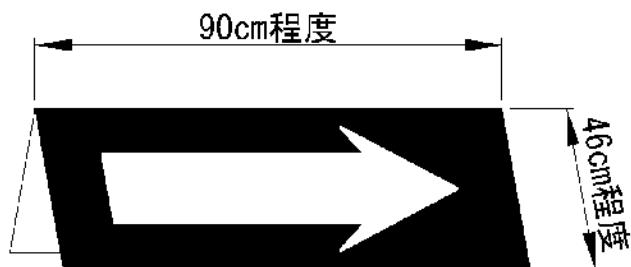


図6-16 方向指示板

(注) 指示板は青地に矢印は白色にて表示すること。

キ. 工事用看板

- (ア) 工事現場において、現場状況に応じた工事用看板を設置すること。看板は白地で文字は赤色で表示すること。特に夜間工事の安全を図るため、「全面反射」又は「螢光文字」とすること。



図6-17 工事用看板

ク. 保安灯

- (ア) 工事現場の囲いの部分には、高さ1m程度の高さに、夜間150m以上の距離から視認できる保安灯を交通流に対面する部分は2m程度、その他の道路に面する部分は3m程度の間隔で設置すること。

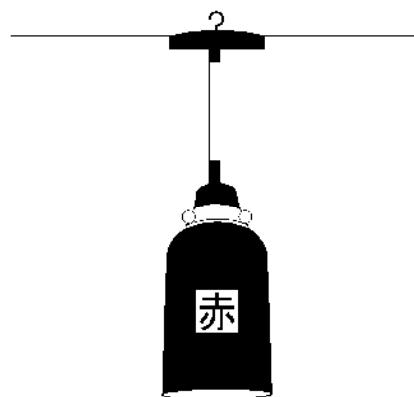


図6-18 保安灯

ケ. 回転灯

工事現場の囲いの両端鋭角部及び角の部分には、視認距離夜間200m程度の黄色又は赤色回転灯を高さ2.4m程度の位置に設置すること。

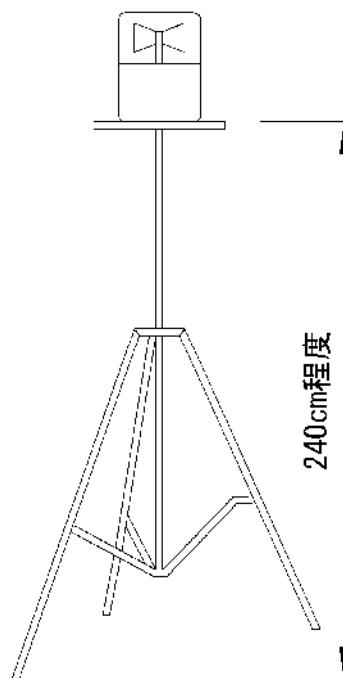


図6-19 回転灯

コ. 投光器

夜間に工事を行う場合には、投光器を設置し、作業が安全で円滑に進むようすること。

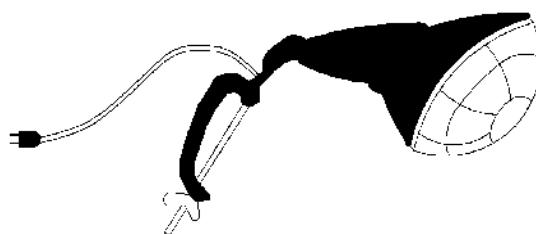


図6-20 投光器

サ. 板照明

工事現場の各標示板の前面には、夜間100ワット以上の白色照明灯を設置すること。

(お願いい板は除く。)

ただし、付近に電源がない場合は、各標示板を反射式にすること。

シ. 固定さく

工事現場の区域（作業場、材料置き場及び工事用機械置場等を含む）は、他の周囲と明確に区分し、一般公衆が誤って立ち入らないよう固定さく又はこれに類する工作物を設置すること。（建設工事公衆災害防止対策要綱の解説 土木工事編 令和元年9月 参照）

（様式－7）

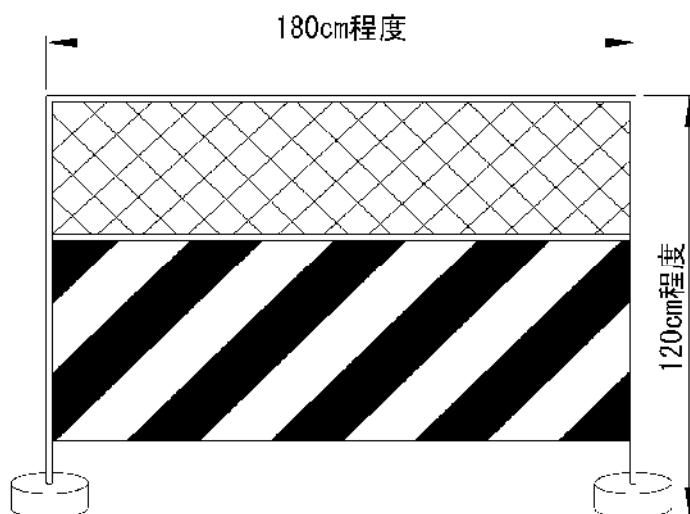


図6－21 固定さく

ス. セーフティコーン

工事現場で車両誘導線・歩車道境界線が必要な場合に設置するものとし、夜間又は昼夜間にわたって設置するものは、一部反射式とする。セーフティコーンの設置には、転倒防止のためのリングを必ず取り付けること。

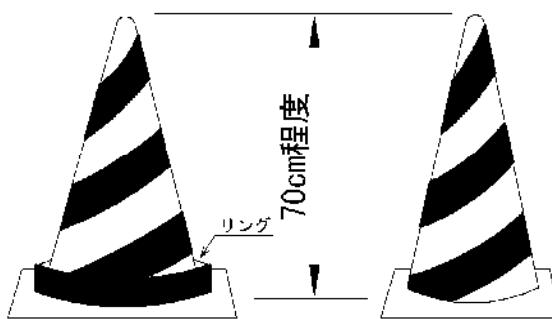


図6－22 セーフティコーン

セ. 交通整理員又は誘導員

車両交通量が多い場所又は交差点付近等で工事を行う場合で、交通の危険・渋滞等が予測され、特に歩行者の安全が確保できない場合は、交通整理員又は誘導員を設置すること。また、配置する場合には、所轄警察署長の指示を受けること。

ソ. 簡易信号機

交通量の多い場所で工事を行う場合で、車両を片側交互通行させる場合に設置する。ただし、設置については、所轄警察署長の指示を受けること。

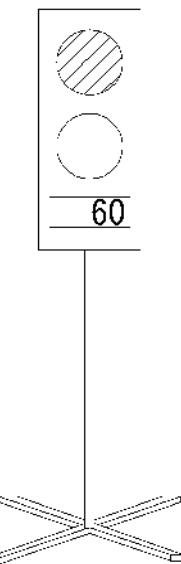


図6-23 簡易信号機

(3) 作業場 (建設工事公衆災害防止対策要綱の解説 土木工事編 令和元年9月 抜粋)

ア. 作業場の区分

- (ア) 施工者は、市街地において作業し、材料を集積し又は機械類を置く等工事のために使用する区域（以下「作業場」という）を周囲から明確に区分し、この区域以外の場所を作業場として使用してはならない。
- (イ) 施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならない。ただし、その工作物にかわる既設の塀、さく等があり、その塀、さく等が境界を明らかにして、公衆が誤って立ち入ることを防止する目的にかねうものである場合には、その塀、さく等をもってかえることができるものとする。
- また、移動を伴う道路維持修繕工事、軽易な埋設工事等において移動さく、道路標識、標示板、保安灯、セーフティコーン等で十分安全が確保される場合には、これをもってかえることができるものとする。
- (ウ) 前項のさく等は、その作業場を周囲から明確に区分し、公衆の安全を図るものであって、作業環境と使用目的によって構造を決定すべきものであるが、特に風による転倒に対して十分安定したものでなければならない。

イ. さくの規格、寸法

- (ア) 固定さくの高さは1.2m以上とし、通行者（自動車等を含む。）の視界を妨げないようにする必要がある場合は、さくの上の部分を金網等で張り、見通しをよくするものとする。
- (イ) 移動さくは、高さ0.8mから1mまで、長さ1mから1.5mまでのもので、支柱の上端に幅15cm程度の横板を取り付けてあるものを標準とし、公衆に通過を禁ずる意志を十分に伝えるもので、容易に転倒するものであってはならない。また、移動さくの高さが1m以上となる場合は、金網等を貼り付けるものとする。

ウ. さくの彩色

- (ア) 固定さくの袴部分及び移動さくの横板部分は、黄色と黒色の斜縞に彩色するものとし、彩色する各縞の幅は10cmから15cmまで、水平との角度は45度を標準とする。ただし、袴及び横板の3分の2以下の部分に黄色又は白色で彩色した箇所を設け、この部分に工事名、発注者名、施工者名、公衆への注意事項等を記載することはさしつかえない。

エ. 移動さくの設置方法

- (ア) 移動さくを連続して設置する場合には、原則として移動さくの長さを超えるような間隔をあけてはならず、かつ、移動さく間には保安灯又はセーフティコーンを置き、作業場の範囲を明確にするものとする。
- (イ) 移動さくを屈曲して設置する場合には、その部分は間隔をあけてはならない。また、交通流に対面する部分に移動さくを設置する場合は、原則としてすりつけ区間を設け、かつ間隔をあけないようにするものとする。
- (ウ) 歩行者及び自転車が移動さくに沿って通行する部分については、移動さくの間隔をあけないようにし、又は移動さくの間に安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置しなければならない。

(4) 交通対策

ア. 車両交通のための路面維持

施工者は、道路を掘削した箇所を車両の交通用に開放しようとするときは、埋め戻したのち、原則として、仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置を講じなければならない。この場合、周囲の路面との段差を生じないようにしなければならない。やむを得ない理由で段差が生じた場合は、5%以内の勾配ですりつけるものとし、施工上すりつけが困難な場合には、標示板等を設置して段差の存在を通行車両にあらかじめ知らせなければならない。

(5) 覆工

ア. 覆工部の表面

- (ア) 覆工部の表面は段差を生じないようにする。やむを得ず段差の生じるときは、すりつけを行わなければならない。
- (イ) 覆工部表面には、各覆工板の間にすき間がないようにしなければならない。

(6) その他

ア. 整理整頓

作業場の内外は常に整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶことのないように注意しなければならない。

イ. 巡視

施工者は、安全巡回員により工事作業場内及びその周辺の安全巡回を励行し、事故防止施設の完備及びその維持管理に努めなければならない。

(7) 保安施設配置図の運用説明

ア. 当保安施設配置図は、必要最小限の保安施設を配置したものであり、他の保安施設（誘導員、セーフティコーン、信号機等）が必要な場合は、別途計上すること。

イ. 工事現場においての保安施設は、現場に適した配置を行うとともに、所轄警察署の指示に従わなければならない。

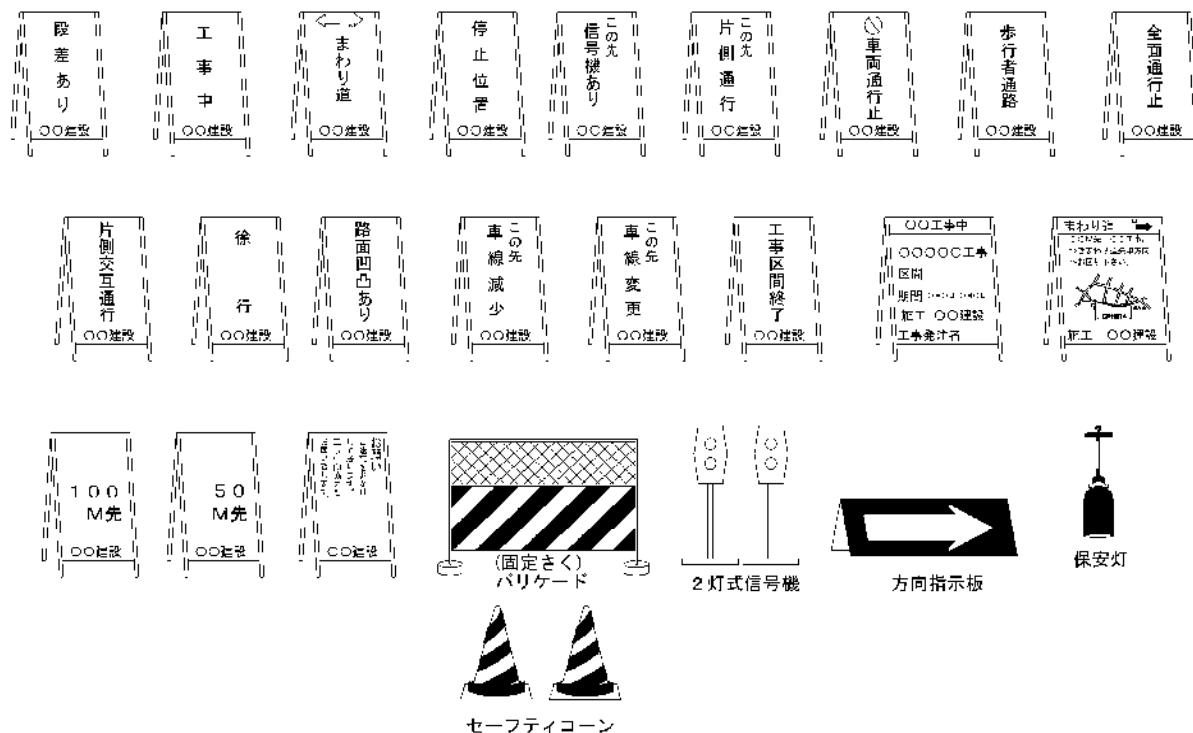


図6-24 工事案内看板等

保安施設図 (全面通行止の場合)

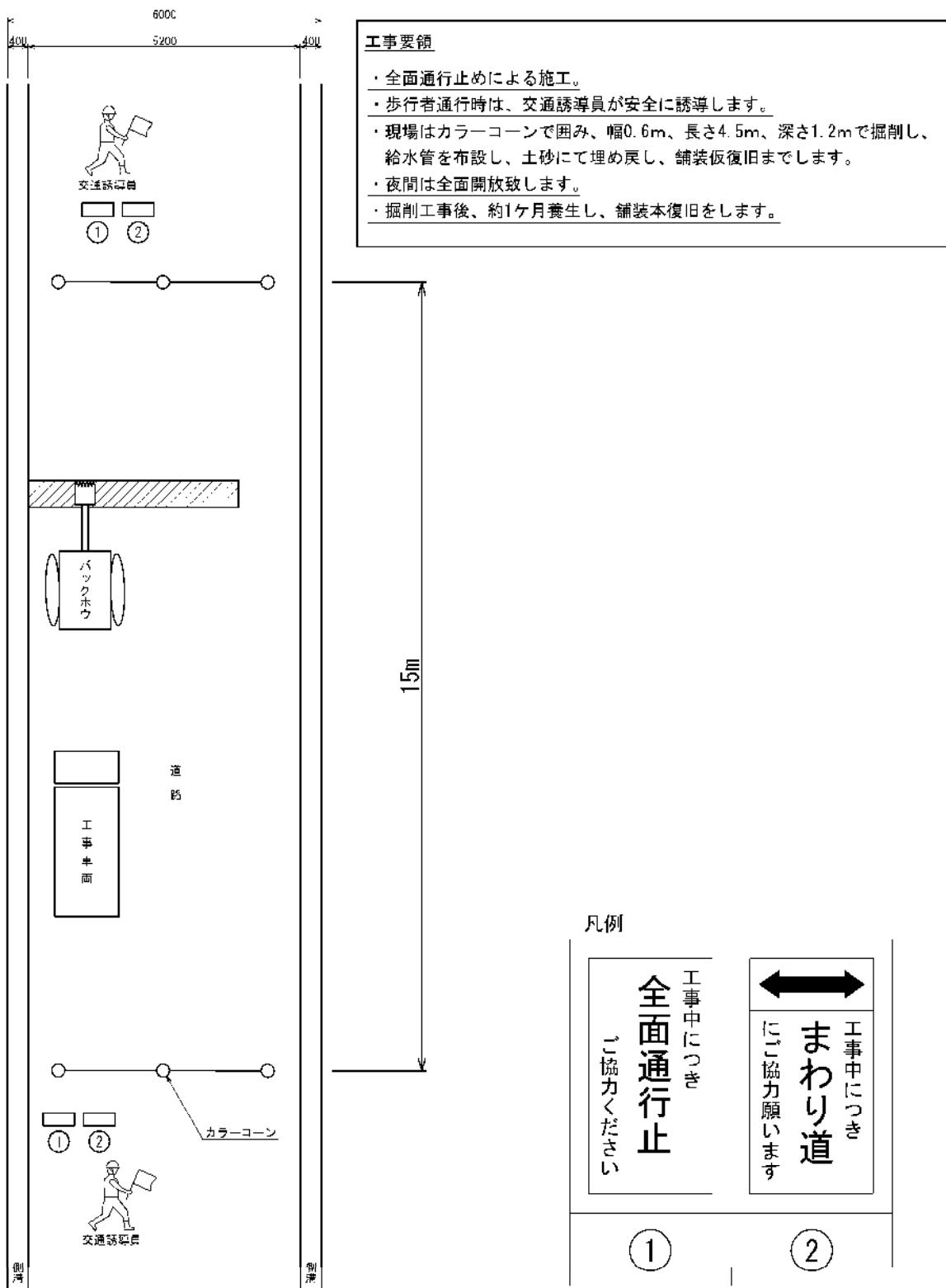


図6-25 保安施設図 (全面通行止の場合)

保安施設図 (片側通行止の場合)

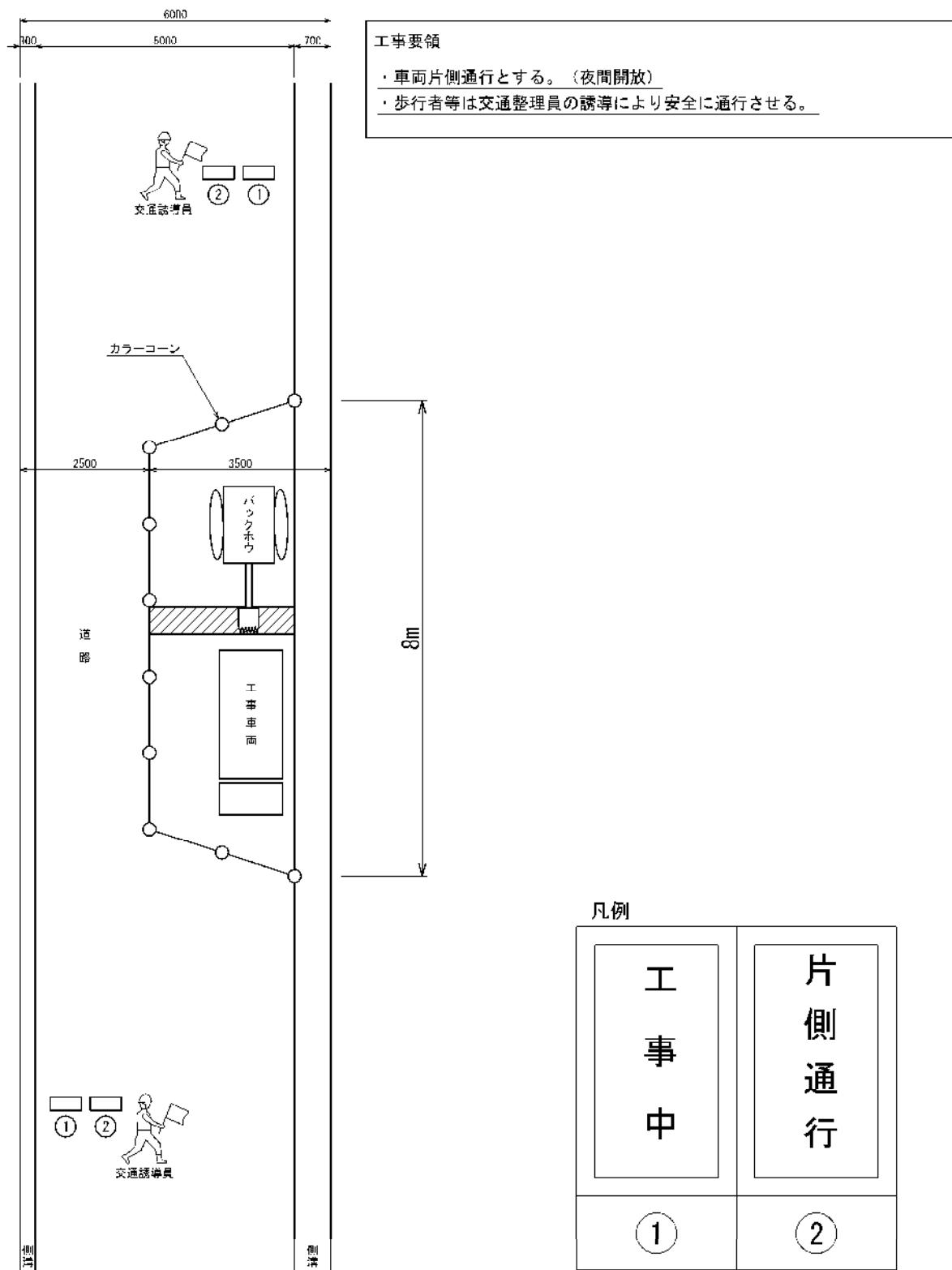


図6-26 保安施設図（片面通行止の場合）